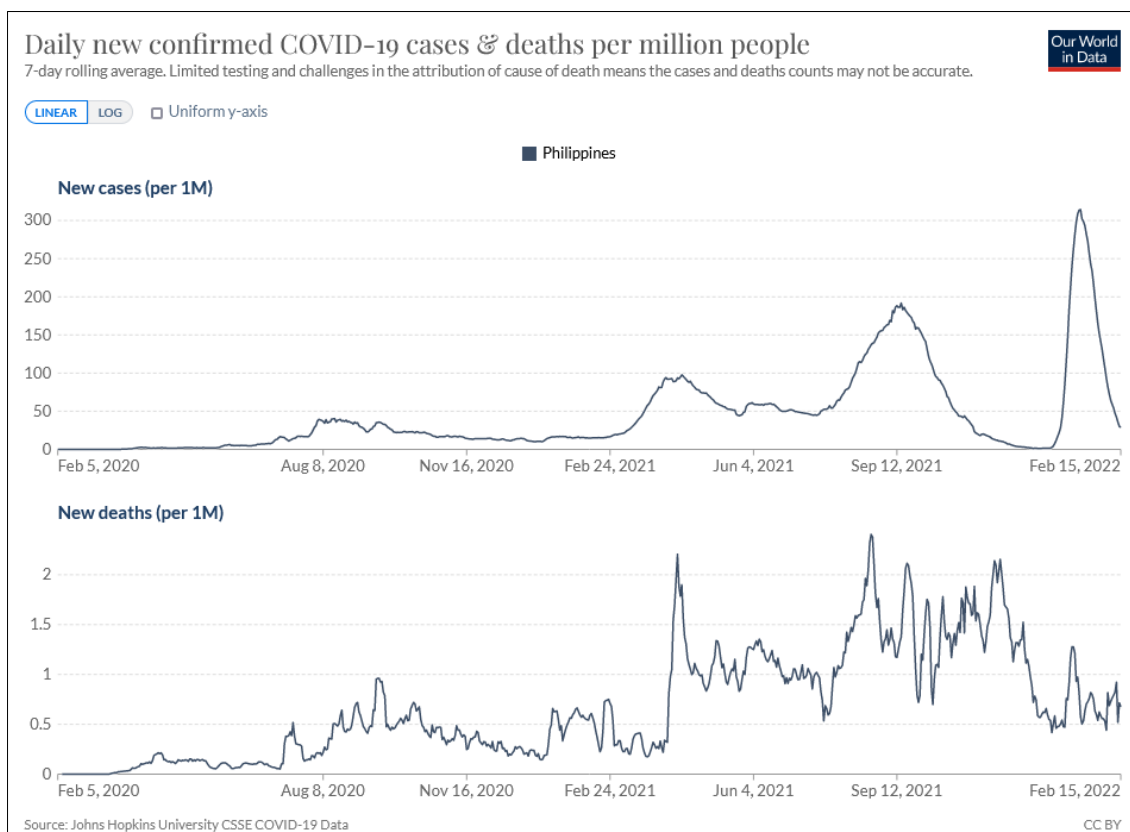


3 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症の状況

～厳格なコミュニティ隔離措置の継続～

(参考) 1ペソ=2.23円(2021年期中平均)

図 特 3-1 人口 100 万人当たりの新規感染者数および新規死亡者数 (7 日間移動平均)



出典：Our World in Data

(1) 概要

イ 2021年9月15日時点の累計感染者数は2,283,011人(ASEAN第二位)、累計死亡者数は35,742人。

ロ フィリピン政府は主に以下の新型コロナウイルス対策等を実施中。

- ①2020年3月以降コミュニティ隔離措置(行動制限)を継続。
- ②政府による大規模な資金調達、大統領への時限的権限授権法(バヤニハン法1、2)の整備、検査体制拡大、病床確保、軽症患者の収容施設整備、医療資材、医療人材の確保、貧困層への現金給付、中小企業対策等、様々な措置を迅速かつ積極果敢に実施。
- ③感染者追跡の遅れ等により、感染封じ込めに苦慮。それでも国民の大多数が政府の新型コロナ対応を支持。

- ④隔離措置、出稼ぎ労働者の大量帰還等で失業率は上昇、経済的影響は深刻。ワクチン接種を進め、経済再開に舵を取りたいものの、感染者数は引き続き増加。医療事情は未だ厳しい。
- ⑤こうした状況を受け、2021年9月16日より、警戒レベルに基づく隔離措置と、局所的な封鎖を組み合わせるといった試験的措置を実施中。
- ⑥ワクチン調達競争では当初出遅れも、徐々に挽回し、都市部に重点投下するなどメリハリをつけ、スピード感のある接種を実施中。

(2) 水際措置（入国制限：2022年1月26日現在）

- イ フィリピンでは、各国の感染状況により危険度を「グリーン」（低リスク）、「イエロー」（中リスク）、「レッド」（高リスク）に分類分けし、その分類の中でも、ワクチン接種状況、出発国出発前48時間以内の陰性のRT-PCR検査結果により、施設における検疫期間が異なる対策を行っている。
- ロ 未成年者に対する検査・検疫規則は、未成年者のワクチン接種状況及び出発国に関係なく、同行する親／保護者の検査・検疫規則に従うこととなっている。
- ハ 入国者のワクチン接種の証明（2022年2月16日から）
フィリピンに入国する渡航者の検査・検疫規則の変更により、2022年2月16日以降、フィリピンに入国するすべての外国人については、完全なワクチン接種の証明が入国の要件となった。

(3) 国内の行動制限（ロックダウン、マスク着用義務、集会禁止、入店規制、接触確認アプリ等）

- イ フィリピンでは、警戒レベル・システムを設け、各地域の感染状況により1～5段階にレベルを指定している。なお、現時点（2022年1月26日現在）では、マニラ首都圏を含む17の地域が「警戒レベル3」に指定されており、同指定地域では以下の行動が禁止される。
 - ①IATF 及び大統領府によって承認されたものを除いて、基礎教育のための対面授業。
 - ②IATF、ゲーム・アミューズメント委員会（Games and Amusements Board (GAB)）、フィリピン・スポーツ委員会によって採用され、開催される LGU によって承認された関連ガイドラインの下で規定されているバブルタイプのセットアップで行われるコンタクトスポーツを除く。
 - ③遊園地、遊び場、遊戯室、子供用乗り物などの娯楽産業
 - ④カラオケバー、クラブ、コンサートホール、劇場など、生の声や管楽器の演奏者や聴衆がいる会場
 - ⑤IATF または大統領府によって承認されたものを除いて、カジノ、競馬、闘鶏及び鶏場の運営、宝くじ、賭博場、およびその他のゲーム施設の運営。

⑥近親者以外の集会

(4) 検査（PCR 検査、抗原検査、ラテラルフロー検査 等）

ポリメラーゼ連鎖反応（RT-PCR）検査が採用されている。

(5) 隔離（病院入院、療養施設入所、自宅待機 等）

「グリーン」、「イエロー」、「レッド」国からの渡航者、ワクチン接種者、出発前 48 時間以内の検査証明書の取得毎にそれぞれ異なるが、日本は「グリーン」国に該当する（2022 年 1 月 26 日現在）。グリーン国の検疫については以下のとおり。

● 「グリーン」国／地域／管轄区域からフィリピンに入国する渡航者の検査・検疫規則

①完全にワクチン接種した、出発国出発前 48 時間以内の陰性のポリメラーゼ連鎖反応（RT-PCR）検査結果を提示する渡航者は、到着後、検疫所指定の施設における強制的検疫隔離の対象とはならない。ただし、到着日を初日として、7 日目までセルフ・モニタリングを行う必要がある。

②ワクチン接種を受けていない、部分的にワクチン接種を受けた、またはワクチン接種状況の有効性、信憑性が検証・確認できないが、出発国出発前 48 時間以内の陰性の RT-PCR 検査結果を提示する渡航者は、到着日を初日として、5 日目に行われる RT-PCR 検査の陰性結果を受けるまで検疫所指定の施設における検疫隔離を受ける必要がある。その後、到着日を初日として、14 日目までセルフ・モニタリングを行う必要がある。

③出発国出発前 72 時間以内の陰性の RT-PCR 検査結果は 2022 年 1 月 19 日午前 0 時 1 分まで有効とみなされる（グリーン国・イエロー国・レッド国共通）。

④上記の影響を受けない IATF 決議第 154-C 号のすべての規定は、引き続き有効である（グリーン国・イエロー国・レッド国共通）。

（参考）

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）

- ・決議第 157-B 号：「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／地域／管轄区域の変更

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220113-IATF-157B-RRD.pdf>

- ・決議第 157 号：フィリピンに入国する渡航者の検査・検疫規則の変更（ワクチン接種の証明等）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220113-IATF-157-RRD.pdf>